

## 検討会におけるこれまでの指摘・意見等の要約

(実際の委員の御発言を要約して掲載しております。)

### 総論的な指摘等

産業廃棄物については、金銭負荷を求めるにしても単なる財源確保以外に特有の目的があるとすれば、それなりのメニューを考えていくのがいいのではないか。(碓井委員、第1回)

この種類の税がどういう効果があるのかなどを議論していく中で、税とすることによってどういう意義があるのかも議論の項目になるのだろう。(小早川座長、第1回)

国における議論なので、日本がアジアの中、世界の中でどういう廃棄物政策のスタンスをとるかということをお忘れてはならない。産業廃棄物税は目に見えるものにかかるが、目に見えないフローもあり、課税すると、目に見えないものの流れが玉突きで変わり、産廃が海外に流出するなどの可能性がある。このようなことを考慮し、世界との整合性を考えていく必要がある。(細田委員、第1回)

現に各地方公共団体で採用されている税を認めるかどうかは地方税法上の仕組みであり、認められたものをダメという権限はない。他方で、産業廃棄物問題については、これまでの検討過程で経済的な方策で何か検討する余地あるだろうとの結論に至って、こうした検討がされている。ただし、検討会の結果、直ちに各自治体に対して直接何か言うということにはならない微妙な問題であり、さらに考えていかないと行き先は見えて来ないと思う。(小早川座長、第2回)

### 三重県産業廃棄物税についての指摘等

(第3回の4県市からの説明も同様にまとめ、全体として整理する予定です。)

最終処分場、特に管理型処分場のひっ迫、不適正処理による産業廃棄物処理に対する住民の不信感の増大から、新たな処理施設設置が困難という状況があり、これに対し三重県では、排出事業者による自主的情報公開制度、全国屈指の監視指導体制、公共関与による施設整備を実施。さらに従来の枠を越えた事業を展開する必要があると考え、新たな財源を確保する必要があり、税を創設することとした。新たな時代背景として、環境の21世紀、地方分権ということがあり、これらに関し三重県独自のビジョンもあった。

知事からは、議論をオープンにしてコンセンサスを得ながら進めること、税

制度・環境政策・産業政策のいずれの面からも政策的にしっかりしたものとするとという指示。

県民懇談会、産業界との意見交換、隣県にも説明に出向き、意見交換を実施。これらの過程での意見を踏まえ、最終的に、中間処理施設や最終処分場への搬入に対して排出事業者に課税する方式を採用し、発生抑制やリサイクルを促進することとした。

具体的には

- ・ 納税義務者は、三重県内の中間処理施設又は最終処分場に搬入する排出事業者。
- ・ 廃棄物処理法第14条の産業廃棄物処理業者の施設、又は法第15条の自社処分場の施設への搬入が対象。90%以上のリサイクル実績（売却される再生品が、残さとして処分されるものの9倍以上）を持つ施設を県で認定し、課税対象から除外。
- ・ 税率を1トン当たり千円に設定。企業の経営への影響や県外へいたずらに流出しないかを考慮。管理型処分場の処分料金は4万5千円程度。
- ・ 排出事業者については、年間1000トン未満は非課税。
- ・ 徴収方法は排出事業者の申告納付。
- ・ 税収の用途は2つに大別。1つは、発生抑制・再生・減量化への助成、利子補給、企業間の産業廃棄物に係る情報交換を行うネットワークシステムの構築、リサイクル技術研究開発。もう一つは、監視指導体制の強化と最終処分場周辺地域の環境整備。
- ・ 効果として、助成を受けて13年度は1万6千トン、14年度は5.7千トンの減量化。県内における最終処分量も減少12年度実績37万トン、13年度実績は28万トン。
- ・ 税収見込みは、当初約4億円を1億3千万円に減少する見込み。財源確保手段であるとともに、環境政策の一面を持ち合わせており、税収の減少イコール廃棄物の減量となり望ましい方向。

産業廃棄物の減量化促進という方向で全国的に導入が進むことは望ましい。

今後の課題として、全国的に導入が進むことで、地域間調整が課題。二重課税、二重負担の問題や地域間調整による制度の複雑化。流入抑制や追い出し効果などの影響は、まだ不明であるが、2、3年の実績では見られていない。不法投棄を誘発することも現在のところない。

廃棄物処理法の厳格な運用、自主情報公開制度、環境経営への取組の促進、産業廃棄物税という経済的手法を組み合わせる相乗的な効果を追求することが肝要。（長谷川委員、第2回）

埋立処分場が枯渇してくれば、当然埋立料金そのものが上がらざるを得ないので、その上、新たにトン千円課税することでどの程度排出抑制になるのか。発生抑制のための三重県の包括的な取組の中でどのように位置付けられるのか。(細田委員、第2回)

発生抑制という観点で課税するのであれば、県外に搬出されるものについてどうして課税をしないのか。(森口委員、第2回)

税の原則から言うと、製造段階で課税するものは国税に、消費段階に課税する税金なら地方税になじむ。なぜなら、ものの製造段階に課税すると、地域的偏在がおきるので、都道府県で課税する場合は、中間の取引段階で課税するのが原則である。この発想方法でいうと、産業廃棄物については、中間処理業者が引き取った段階で課税することになるので、三重県の税は、税の考え方からいうとややぎりぎり。(神野委員、第2回)

課税客体は県内でなければ課税できないので、発生段階で課税するとすると、他県で発生した廃棄物には課税できず、搬入したという段階で課税することになる。三重県の税は、排出事業者が県内処分施設に搬入したという事実をもって課税するもの。(神野委員、第2回)

排出事業者は県内で排出しており、かつ、産業廃棄物税という目的税の使用目的は、県内の排出抑制を視野に入れている。そうすると、県内の処分だけに着目するのではなくて、県内で排出するということもこの制度の視野に入るのではないかという問題視もあり得るのではないか。(小早川座長、第2回)

県内の事業者の排出を抑制するという政策をうつ財源として他県の人が納めた税金も使ってしまっただけで目的税としてセッティングすることはいかなものかという議論はあり得るだろうと思う。税とは、本来強制的に、無償で、収入を目的にするという3条件がそろわなければ税とは言わず、税収が減る方が望ましいというものは税とは本来いわない。諸外国の例などを見ると、目的税の税収の根拠と使途の根拠との因果関係は薄くても構わない。どういう形で負担しあうのかが住民の意志で決定できていればいい。(神野委員、第2回)

納税義務者は排出事業者であるが、課税をとらえるのはその搬入だということで、それをリンクしているものが何なのか。廃棄物処理法の排出事業者責任が、三重県の産業廃棄物税の仕組みを成り立たせていることになるのか、あるいはそのことは無視して大丈夫なのか。(碓井委員、第2回)

税収使途について、どうやって公平かつ効率的に一番いい使われ方をするのが、納税者にとって重要な視点。税を財源とする補助金などの使い方公平かつ効率的であることをどう担保しているのか。有効に使っているということはどう評価しているのか。(経団連青山代理、第2回)

三重県の税収の使途に廃棄物処理センター適正処理支援等事業費とあるが、公共の施設だけで限界があり、民間も含めて設置促進しなければ、枯渇化する最終処分場の確保につながらない。税を財源とする政策は民間処分場の設置促進にも充てられるべき。(大塚委員、第2回)

当初4億円の税収を見込んでいた三重県の産廃税は、1億円弱の実収しかない。発生抑制が進み、さらに年ごとに税収が減少すれば、多様化する使途との乖離が広がってしまうのではないか。目的を達成するだけの効果があるのかということを考えるべき。(大塚委員、第2回)

産業廃棄物行政部門の情報を税務部門に活用することができるかどうかは法律問題としてある。法律学者の研究課題でもある。(碓井委員、第2回)

税法学者が常に言うように、税金は罰金であってはならず、税収目的でなければいけない。住民税や事業税を払っているにもかかわらず、その上さらに課税するには、その根拠を示し、どこまで納税者が負担しなければならないかを明らかにしておくべきであり、目的に応じて新たな税金が次々につくられていくと、将来限りなく住民税等以外の税金が課せられるではないかとの不信感が高まるのではないか。どうやって歯止めをするのか。これらのハードルをどうやって克服したのか。(飯野委員、第2回)

シャープ勧告では、地方自治体が任務に応じた税源が与えられていないがために不健全で不公平な税制がつくられてきたと考え、自治体に対しては可能な限り独自課税を削減するよう忠告し、税源の問題が解決されれば、自治体の自主的判断に任せておくことができるとした。税源の配分をし、税源委譲をして安んじて地方自治体の判断に任せられるような状態をつくることが重要。不健全で不公平な税金は認めるべきではない。(神野委員、第2回)

地域エゴに等しい税の在り方については、処理業界全体として反対だが、産廃業の成熟化に向けて必要とあらば、一定規模以上の事業者を対象にするのではなく、全体的に課すべきである。(三本委員、第2回)

リサイクル率90%は税額控除とされているが、この定義が重要である。(細田委員、第2回)

### **国際的な比較に関する指摘等**

各国の事情の把握は重要だが、一廃、産廃の区別など各国で事情は異なることを理解しつつ議論すべきである。(細田委員、第2回)